

木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月29日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市告示第304号

木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内への企業の新たな施設の立地及び市内企業の追加投資の促進を図るとともに、本市における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、本市経済を活性化するため、産業用地整備に要する経費のうち、インフラに係る部分について、予算の範囲内において、建設補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であり、かつ、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止命令を受けていないものであること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(2) 関連企業等 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア 民間事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の株式を保有している場合

イ 民間事業者と連結決算を行っている場合

ウ 民間事業者に役員を送り込むなど支配関係にあると認められる場合

エ 民間事業者と経営者が同一である場合

オ 民間事業者の親会社又は民間事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の株式を保有する個人が同一の場合

カ アからオまでに掲げる場合に類するものと認められる場合

(3) インフラ 別表第1に掲げる道路又は下水道施設等をいう。

(4) 審査委員会 木更津市附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）に基づき設置される木更津市産業用地整備支援事業審査委員会をいう。

(5) 補助対象事業 千葉県立地企業補助金制度に基づき産業用地整備事業として決定される事業をいう。

（対象事業）

第3条 この要綱による建設補助金の対象となる開発事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 開発事業面積が5ha以上であること。
- (2) 開発に必要な許認可等を取得する見込みがあること。
- (3) 補助対象事業となる施設及びその立地を促進するために市長が特に認めた施設のみの立地が対象となること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が第5条第1項の募集を行うときに定める要件を満たすこと。

2 対象事業については、木更津市内に属するものとする。ただし、対象事業が本市以外の自治体の区域を含む場合であっても、対象事業の区域の過半数が本市に属するものであれば、当該本市以外の自治体と協議し、その内容につき協定を締結できた場合はこの限りでない。

（対象事業者）

第4条 この要綱による建設補助金の交付の対象となる民間事業者（以下「対象事業者」という。）は、前条の対象事業を行う者で、次の全てに該当するものとする。

- (1) 所得税（法人税）について、適正に申告し、及び納付しているもの
- (2) 事業に必要な事項について届出し、又は許認可を受けているもの
- (3) 本市による調査等に積極的に協力するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が第5条に定める対象事業の募集の際に要件を付加したものを満たすもの

2 前項各号の要件の審査及び確認については、審査委員会の資格要件に係る審査をもってこれに代えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（関連企業等を含む。）は、対象事業者に該当しないものとする。支援後に新たに次の各号のいずれかに該当した者（関連企業等を含む。）も同様とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不適當と認める者

（対象事業の募集）

第５条 市長は、必要に応じて対象事業の募集を行うものとする。

- ２ 市長は、前項の募集に対し、次条第１項に規定する認定申請があったときは、遅滞なく審査委員会へ諮問の上、審査を実施する。
- ３ 民間事業者は、第１項の募集を行わない期間に提案した場合、次条の認定申請をすることができない。
- ４ 本市の補助上限額は、対象事業の募集の都度設定する。

（開発事業計画の認定）

第６条 民間事業者は、市長からの募集に応じて、産業用地整備に係る開発事業計画（以下「支援事業計画」という。）を作成し、企画提案書兼木更津市産業用地整備支援事業計画認定申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 前項の申請書には、別表第２に掲げる図書等を添付しなければならない。
- ３ 市長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、審査委員会へ諮問してその答申を受けた上で、対象事業として認定したとき又は認定しないときは、木更津市産業用地整備支援事業計画認定・否認通知書（別記第２号様式）を申請者に交付するものとする。

（支援事業計画の変更等）

第７条 前条第３項の規定により支援事業計画の認定を受けた対象事業者（以下「認定事業者」という。）が、同項の規定に基づき認定を受けた支援事業計画（以下「認定計画」という。）の変更又は取下げをしようとするときは、木更津市産業用地整備支援事業計画変更等申請書（

別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて審査委員会へ諮問してその答申を受けた上で、当該変更に係る書類等を審査し、承認したとき又は否認したときは木更津市産業用地整備支援事業計画変更等認定・否認通知書(別記第4号様式)を、認定事業者に交付するものとする。

(建設補助金事業の申請及び決定)

第8条 認定事業者が建設補助金の交付を申請する場合は、木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、別表第3に掲げる図書等を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第3項の規定する認定計画の告示がされていなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査委員会へ諮問し(書類等の審査及び現地調査等の実施)、その答申を受けた上で、建設補助金を交付すべきものと認めた場合は、建設補助金の交付及びその額並びに交付方法、交付対象年度を確定し、木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(建設補助金事業の変更等)

第9条 前条第4項の規定により建設補助金事業の決定を受けた対象事業者(以下「建設補助金事業者」という。)が、同項の規定に基づき決定を受けた建設補助金事業計画(以下「建設補助金決定計画」という。)の変更又は取下げをしようとするときは、建設補助金事業計画変更等申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて審査委員会へ諮問してその答申を受けた上で、当該変更に係る書類等を審査し、承認したとき又は否認したときは建設補助金事業計画変更等承認・否認通知書(別記第8号様式)を、建設補助金事業者に交付するものとする。

(協定書の締結)

第10条 本市が所要の予算措置を行った後、建設補助金事業者は、市と次に掲げる事項について協議を行い、その内容につき協定を締結するものとする。

- (1) 目的

(2) 事業工程

(3) 木更津市の補助上限額及び支払い方法

(4) 木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付要綱の遵守

2 建設補助金事業者が第16条の規定により決定を取り消された場合、前項の協定は効力を失う。

(建設補助金事業者の報告等)

第11条 建設補助金事業者は、建設補助金決定計画が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは遅滞なく応じるものとする。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告を受けたときは、必要に応じて審査委員会からの助言を受けた上で、建設補助金事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

(建設補助金決定計画の完了)

第12条 建設補助金事業者は、第10条の規定による協定及び建設補助金決定計画に基づく事業が整備完了したときは、完了報告書（別記第9号様式）を市長へ提出するとともに、市へのインフラの帰属手続を遅滞なく実施し、整備に要した費用に係る請求書等を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了報告書が提出されたときは、審査委員会へ報告するものとする。

(建設補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書及び請求書の提出があったときは、必要に応じて審査委員会からの助言を受けた上で、請求に係る書類等の審査及び現地調査等を実施するものとする。

2 建設補助金交付額は、建設補助金事業者がインフラ整備に要した費用を、市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額又は第10条第1項第3号で規定する上限額のいずれか低い方を限度額とする。

3 市長は、建設補助金の交付を確定すべきと認めた場合は、建設補助金の交付額及び交付方法並びに交付対象年度を確定し、木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付額等確定通知書（別記第10号様式）により、建設補助金事業者へ通知するものとする。

(建設補助金の請求)

第14条 建設補助金事業者は、前条第3項の規定により木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付額等確定通知書を受けたときは、同項の規定により確定した交付対象年度に、木更津市産業用地整備支援事業建設補助金交付請求書（別記第11号様式）を市長へ提出しなければならない。

（建設補助金の支払）

第15条 市長は、前条に規定する請求を受けたときは、建設補助金事業者に対し、建設補助金事業に対するインフラに係る建設補助金を支払うものとする。

（認定計画の取消し）

第16条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第3項の認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により開発事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第4条第3項の規定により対象事業者に該当しないとされたとき。
- (4) 第11条第2項の規定により求められた措置をとらないとき。

（建設補助金の支払決定の取消し）

第17条 市長は、建設補助金の支払の決定を受けた者（以下「支払決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、建設補助金の支払の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により建設補助金の支払の決定又は支払を受けた場合
- (2) 法令又はこの要綱に違反した場合

（建設補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により建設補助金の支払の決定を取り消したときは、既に支払った建設補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該支払決定者に対し、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定により建設補助金の返還の請求を受けた支払決定者は、当該建設補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 3 号）

インフラ

項目	定義
1 道路	次の（１）、（２）のいずれか及び（３）に該当する道路をいう。 （１）木更津市宅地開発指導要綱（平成 5 年木更津市告示第 8 7 号）第 3 条第 4 号の規定による木更津市宅地開発整備基準により定められたもの （２）（１）の規定にかかわらず、開発区域内外であっても、周辺道路の整備状況により、（１）に準じる道路であると、市長が特に認めるもの （３）整備すべき必要最小限の区間であること。ただし、当該対象事業を行うに際して、必要不可欠な周辺道路改良事業と市長が特に認める場合は除く。
2 下水道施設	次の各号のいずれかに該当する下水道施設をいう。 （１）木更津市宅地開発指導要綱（平成 5 年木更津市告示第 8 7 号）第 3 条第 4 号の規定による木更津市宅地開発整備基準により定められたもの （２）開発区域及び、その周辺の地域に溢水等による被害を生じないように、開発区域内において一時雨水を貯留する調整池その他のこれに付随する雨水排水施設等、適当な施設を設け、木更津市に帰属をする場合はこれも対象とする。 （３）（１）・（２）以外の下水道施設において、区域外に設置した施設が区域内に配置した施設と一体で分離が困難な施設は、区域内に設置した最も近い人孔等までを対象とする。 （４）1 において、道路下に整備されるインフラ施設のもの
3 その他	上水道施設とその他の市長が特に認める施設

別表第 2（第 6 条第 2 項）

提出図書等	図書の内容等
事業者概要書	1 本社及び主要な事業所、2 業務内容、3 本業務を行う上での経営、財務、事業継続に関する課題等、4 応募理由
産業用地造成及び企業誘致実績報告書	産業用地整備及び企業誘致における実績（実施箇所、実施規模、分譲状況、事業の特徴等）について、過去 20 年間に実施した類似の事例
事業実施方針及び技術提案	1 事業の的確性（地権者との交渉状況、企業誘致の具体的な進め方、計画する誘致企業の業種）、2 事業の実現性（事業工程、土地利用計画）、3 地域貢献（地域への貢献度）
事業収支計画書	事業の収入、支出を明らかにした資金計画書
誓約書	別紙に掲げる全ての項目について、事実と相違ない旨の誓約
役員等名簿	非常勤を含む役員・監査役及び支配人並びに営業所の代表者を記載したもの
公図及び土地の登記 全部事項証明書	関連する用地の公図及び登記事項全部証明書
案内図	木更津市都市計画図（縮尺 2,500 分の 1）を使用し、方位、道路、目標となる建物等を明示し、区域を朱書きしたもの
土地利用計画図	産業用地、道路、公園、排水施設等を明記した、縮尺 1,000 分の 1 以上のもの
開発区域外整備図	別表第 1 に定義した、道路、下水道施設の整備図で、縮尺 10,000 分の 1 以上のもの
現況写真	敷地及びその周辺部の写真
許可書等	宅地建物取引業法の許可書の写し、または建設業法の許可書の写し
納税証明書の写し（ 国税及び地方税）	提出日から 3 月以内に発行されたもの
直近 3 期分の決算書 類	直近 3 期分の決算書の写し

商業・法人登記簿	履歴全部事項証明書又は法人登記簿謄本（提出日から３月以内に発行されたもの）
その他市長が特に必要と認める書類	例）開発区域の求積図等必要と認められるもの

別表第 3（第 8 条第 2 項）

提出図書等	図書の内容等
事業収支計画書	事業の収入、支出を明らかにした資金計画書
公図及び土地の登記 全部事項証明書	関連する用地の公図及び登記事項全部証明書
案内図	木更津市都市計画図（縮尺 2，500 分の 1）を使用し、方位、道路、目標となる建物等を明示し、区域を朱書きしたもの
土地利用計画図	産業用地、道路、公園、排水施設等を明記した、縮尺 1，000 分の 1 以上のもの
開発区域外整備図	別表第 1 に定義した、道路、下水道施設の整備図で、縮尺 10，000 分の 1 以上のもの
現況写真	敷地及びその周辺部の写真
許可書等	宅地建物取引業法の許可書の写し、または建設業法の許可書の写し
納税証明書の写し（ 国税及び地方税）	提出日から 3 月以内に発行されたもの
直近 3 期分の決算書 類	直近 3 期分の決算書の写し
商業・法人登記簿	履歴全部事項証明書又は法人登記簿謄本（提出日から 3 月以内に発行されたもの）
その他市長が特に必要と認める書類	例）開発区域の求積図等必要と認められるもの
その他補助金交付額の算出に係る書類	例）各整備内容に伴う金額等必要と認められるもの